

10回
令和元年第 総会
10月

白井市農業委員会会議録

令和元年10月8日 開会

令和元年10月8日 閉会

白井市農業委員会会議録

令和元年10月8日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

| | |
|------|------|
| 会長 | 笠井行雄 |
| 会長代理 | 中村教雄 |
| 1番 | 根本孝一 |
| 2番 | 岩井聡明 |
| 3番 | 芦田恵子 |
| 4番 | 今井幹代 |
| 5番 | 福田孝一 |
| 6番 | 内藤秀樹 |
| 7番 | 宇賀義則 |

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齊藤和博
2. 秋谷茂男
3. 川上洋
4. 押田勝巳
5. 海老原清
6. 山崎雅巳
7. 伊藤治
8. 秋本善久

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第2号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者の証明願について

報告・協議事項等

- (1) 届出等事務局長専決決裁報告について
- (2) その他

11月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 10月24日木曜日
- ・事前審査会(案) 10月31日木曜日
第1班 午前9時から 本庁舎2階災害対策本部2
- ・総会(案) 11月7日木曜日
午後4時00分から 本庁舎2階災害対策本部2

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さんこんにちは。

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、令和元年の10月定例総会にお集まりいただきまして、大変ご苦労さまでございます。

田んぼの稲刈り、梨の出荷作業等もほぼ終了されたことと思います。

大変お疲れさまでした。

そして、先月の台風15号では、千葉県を中心に甚大な被害をもたらしまして、当白井市においても農業関係の被害額が、推計見込みで2億5,000万以上の被害があったと聞いております。

被害に遭われた方々には、心からお見舞いを申し上げたいと思っております。

そしてまた、今発生しております台風19号の今後の進路が心配されるところでありますが、被害の出ないことを願っております。

また、今月15日から始まります農地パトロール、それから25日のブロック別農業委員研修会等への参加もよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により、出

席委員が過半数に達したため、これより令和元年10月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、6番、内藤秀樹委員、7番、宇賀義則委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、川上です。

それでは、資料1ページをお開きください。

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和元年10月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

番号1、大字中字越戸、地番167番3の一部。

地目、現況ともに畑です。

地積は、4,969の内1,984平方メートル。

権利者、鎌ヶ谷市中佐津間 丁目 番号、〇〇〇〇。

義務者、白井市富塚 番地、〇〇〇〇。

申請事由は、転用を伴う賃貸借権の設定で、車両置場です。

次に、番号2は、大字平塚字榎台1744番3。

地目、現況ともに畑です。

地積は、248平方メートル。

権利者、白井市平塚 番地、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

義務者、白井市平塚 番地、〇〇〇〇。

申請事由は、転用を伴う使用貸借権の設定で、分家住宅です。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より審査内容の報告をお願いします。

今井幹代委員、お願いします。

今井幹代委員 2班、班長の今井です。

それでは、調査報告をいたします。

審査資料の1番をごらんください。

当日は、権利者、〇〇〇〇さん、義務者、〇〇〇〇さん、双方の代理人の〇〇〇〇の〇〇〇〇さんが出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は、市役所から北に約3キロメートルに位置しております。

市道より現在借りている第一ヤードの通路と続いており、進入路は確保されています。

農地区分としては、第1種、第3種には該当しない農地であることから、第2種農地として判断いたしました。

転用目的ですが、中古自動車の輸出販売の事業で、既存の車両置場では駐車スペースが不足しており、第一ヤードに隣接する当申請地を車両置場として利用したいということです。

次に、一般基準ですが、本申請は車両置場用地で、申請面積は1,984平方メートルで面積妥当と思われます。

資金は自己資金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われます。周辺農地への支障ですが、西側は山林、南側は義務者の〇〇さんの農地ですが、荒れ地で耕作はしていません。

現地確認のときもかなり荒れていたもので、代理人を通して、地主の〇〇さんに草を刈るよう話してあります。

また、申請地は、土地改良区ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないものと思われます。

続いて、2番を説明いたします。

資料は2番です。

当日は、権利者、〇〇〇〇さん、〇〇さんの代理人の〇〇〇〇の〇〇さん、義務者の〇〇〇〇さんが出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は、市役所から北東に約4.5キロメートルに位置しております。

市道に面しており、進入路は確保されています。

農地区分としては、第1種、第3種には該当しない農地であることから、第2種農地として判断いたしました。

転用目的は、分家住宅用地です。

現在、〇〇さん夫婦は、2人のお子さんとも〇〇さんのご両親と同居されていますが、お子さんも12歳と7歳になり手狭になったので、当該申請地に分家住宅を建築したいということです。

次に、一般基準ですが、本申請は分家住宅ということで、申請面積は248平方メートルで、面積妥当と思われます。

資金の確保につきましては、借入金にて賄う計画となっております。

用水は井戸水、汚水、雑排水は下水道に接続したかったのですが、市の上下水道課

より、区域外なのでつなげないということで、やむなく合併浄化槽を経由して宅内で蒸発処理し、雨水は浸透ますにより宅内処理するそうです。

また、隣接農地所有者の方々にも、工事中に被害を及ぼさないようにする旨を説明し、特に意見はございませんでした。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

1番について、最適化推進委員の川上 洋委員、お願いします。

川上 洋委員 最適化推進委員の川上です。

〇〇〇〇さんのこの土地なのですが、昔は山の中に畑だったのですけれども、この前見たら草いっぱい、どうしようもない状態だったのですけれども。

貸すということになったのは、手前も〇〇さんの土地で、現在この〇〇〇〇さんに貸しているのですが、手狭になったら貸してくれないかということで、先に広げたいということで、あそこを貸すということだそうです。

あの土地は、親の代に相続で〇〇さんのうちのものになったらしくて、もともと梨畑だったらしいです。

今は草いっぱいになっちゃってどうしようもないから、私も、あそこきれいにしなきゃだめだよとは言っておきました。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

2番について、最適化推進委員の海老原 清委員、お願いします。

海老原清委員 最適化推進委員の海老原です。

本件は、分家住宅ということで、〇〇さんご夫婦は今、〇〇さんと一緒に生活しているのですが、手狭になって、子供たちも部屋が欲しいという形なので、〇〇さんの土地は育苗ハウスをやっていたところが、資料の2の3を見てもらうとわかると思いますけれども、うちの30メートル道を挟んだところにあつたものですから、そこに建てていただければということなので、適正だと思います。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第5条の規定による転用許可申請について採決を行います。

1番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、1番、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

2番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、2番、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第2号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、川上です。

それでは、議案第2号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願について。

下記のとおり、生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願がありましたので提出いたします。

令和元年10月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

番号1、大字白井字鳥居前、地番は436番3。

地目、現況ともに畑です。

地積は、2,283平方メートル。

申請人は、白井市白井 番地、〇〇〇〇。

申請事由は、生産緑地解除申請のため。

以上です。

笠井会長 ありがとうございました。

生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願については、事前審査会の対象外ですので、審査班長の報告はございません。

地区担当員の補足説明はございます。

最適化推進委員の秋本善久委員、お願いします。

秋本善久委員 白井地区担当の推進委員の秋本です。

資料の3と4をごらんください。

10月1日に、事前審査会のときに土地を見させていただいたことと、聞き取りをいたしました。

まず、経営実態というところでは、家族構成は2人です。

〇〇〇〇さんが現在89歳になります。

農業については、もう50年ほどやっております、前に梨もやっていましたが、10年前ぐらいから梨はやっていなくて、あと、せがれさんもいるのですが、せがれさんが体の調子が悪いので、現在、農作業というところでは、従事日数ゼロでございます。

〇〇〇〇さんが60日ということで、生産緑地を受けたのが平成13年になっております。

それで、〇〇〇〇さんが中心的に従事しておりましたが、3の4の資料の中で診断書がついておりますが、この診断書のところで、病名とあるのですが、その中に精神的に著しい症状がというところで、事務局からの資料が配付されていると思いますが、生産緑地法の施行規則第5条の口の精神の著しい障害という部分に該当するのかなど。

今まで一生懸命従事していたということは確かでございます。

証明願というところでは、妥当であると思います。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願について採決を行います。

承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者についての証明願については、承認することに可決します。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、川上です。

それでは、3ページをごらんください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり、白井市農業委員会事務局規定第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和元年10月8日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

4ページをお開きください。

専決処分書です。

①は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出です。

②は、農地法第5条第1項第5号の規定による届出となります。

それでは、表紙に戻っていただきまして、その他で、11月の事前審査会、総会の日程についてです。

申請の受け付け締め切りは、10月24日木曜日。

事前審査会の案は、10月31日木曜日。

担当は第1班です。

時間は午前9時から、この場所になります。

次に、総会（案）でございますが、11月7日木曜日、午後4時から、場所は同じくここでございます。

報告は以上になります。

次に、農業者年金加入推進について、担当の菊間よりご報告させていただきます。

事務局 農業者年金担当の菊間です。

本日は、皆様にお願ひがあります。

農業者年金の加入推進について、机の上に封筒を置かせていただきましたので、ごらんください。

農業委員会として推進していく必要がありますので、農業委員、推進委員の皆様には、担当地区を中心に、訪問によりまして、5名程度の方にアンケートをお願いしながら、加入を勧めていただきたいと思います。

今年度につきましては、台風15号で被害に遭われた方がいらっしゃいますので、訪問してお話を伺う際、慎重に対応をしていただきますようお願い申し上げます。

資料をごらんください。

担当地区のある方は、A3サイズの加入推進名簿1部、加入についてのご案内、記録簿とアンケートの両面刷り、農業者年金の安定を考えませんかというリーフレットが5部ずつ入っています。

このリーフレットはたくさんありますので、必要があれば申し出てください。

加入推進名簿ですが、個人情報が入っておりますので、取り扱いに十分留意していただきたいと思います。

それでは、訪問の仕方ですが、加入のPRをしながらアンケートをとっていただき

ます。

名簿に入っている方、国民年金に入っている方、年間60日以上農業に従事している方、60歳未満の方、みどり年金に加入していない方に加入を推進していただきます。

60歳以上の方でも、親族に農業従事者がいらっしゃれば、ご説明をお願いします。

訪問は、皆様の家族でも、1軒の家で複数名でも、昨年訪問した方でも構いません。

昨年訪問した方については、名簿に昨年度の訪問状況というところに「有」という表記をしてございます。

名簿については、事務局では農地台帳を中心に作成しましたので、全ての状況を把握したものではありません。

皆様のご存じの情報で、追加や削除があれば、ご連絡ください。

1月末に提出していただく書類は、加入推進活動記録簿とアンケート用紙、両面のもの1枚です。

よろしく願いいたします。

時間は余りありませんが、ご質問がございましたらお受けいたします。

何かありますか。

あと、ご自宅に戻って、よく書類を見ていただいて、何かご不明な点がありましたら、お電話で結構ですので、事務局までお願いいたします。

内藤秀樹委員 毎年同じメンバーになっちゃっても問題ないの。

事務局 問題ありません。

内藤秀樹委員 俺の名前載っているけれども、俺なんかはどうせ入れないから。

事務局 そうなんです、60歳以上で、内藤さんのお宅は息子さんも加入していらっしゃいますので、実際、あと農業をやっている人がいないです。

失礼しました。

内藤秀樹委員 ゼロなんだ。

事務局 ゼロです。

笠井会長 それでは、本日の議案については、これで全て終わりました。

慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人